議案第155号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市戸籍等事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後改正前附則所則1~5 [略]1~5 [略](電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例)[略]6 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例(令和4年さいたま市条例第 号

) の施行の日から令和8年3月31日までの間 さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に 関する条例(平成18年さいたま市条例第66号) 第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使 用する方法による申請(行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律 _(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定 する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信 技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 (平成18年さいたま市規則第154号) 第2条 第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に 係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録をして申請するものに限る。)を行う場合の 別表第1項第1号及び第2項に掲げる交付の手数 料の額については、さいたま市印鑑条例(平成1 3年さいたま市条例第200号) 第13条第2項 に規定する端末機(以下「端末機」という。) に

よる交付以外の交付を受ける場合の手数料の額か ら100円を減じた額とする。

別表(第2条関係)

事務の種類	手数料の額
1 法第10条第1項	
及び第10条の2第	
1項から第5項まで	
(これらの規定を法	
第12条の2におい	
て準用する場合を含	
む。)、第48条第	
1項及び第2項(こ	
れらの規定を法第1	
17条において準用	
する場合を含む。)、	
第120条第1項並	
びに第126条の規	
定による戸籍に関す	
る事務	
(1) 戸籍の謄本若し	1 通につき 450
くは抄本の交付又	円 <u>(端末機により交</u>
は磁気ディスクを	付(端末機で交付を
もって調製された	受けようとする者が
戸籍に記録されて	市長の使用に係る電
いる事項の全部若	子計算機又は電気通
しくは一部を証明	信回線の故障により
した書面の交付	端末機による交付を
	受けることができな
	い場合における端末
	機による交付以外の
	交付を含む。次項及
	び第6項において同
	じ。)を受ける場合
	については、1通に
(a) (a) 5m43	<u>つき350円)</u>
(2)~(6) [略]	[略]
2 住民票若しくは住	1件につき 300
民票の除票又は戸籍	円(端末機により交
の附票若しくは戸籍	付を受ける場合につ
の附票の除票の写し	いては、1件につき
の交付	200円)
2 o . 5	
3~5 [略]	1件) 2020
6 印鑑登録に関する	1件につき 300

別表 (第2条関係)

別表(第2条関係)	
事務の種類	手数料の額
1 1 0 条 5 第 1 0 0 条 5 第 1 0 0 条 5 5 第 1 0 0 条 5 5 5 5 6 8 7 5 5 5 6 8 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7	1通につき 450円
(2)~(6) [略]	[略]
2 住民票若しくは住 民票の除票又は戸籍 の附票若しくは戸籍 の附票の除票の写し の交付	1件につき 300 円(さいたま市印鑑 条例(平成13年さいたま市条例第20 0号)第13条第2 項に規定する端末機 (以下「端末機」という。)により交付を受ける場合については、1件につき2 00円)
3~5 [略]	
6 印鑑登録に関する	1件につき 300
	·

証明	円 (<u>証明書を</u> 端末機 により交付を受ける 場合については、1 件につき 2 0 0 円)	証明	円 (端末機により <u>証</u> <u>明書の</u> 交付を受ける 場合については、1 件につき200円)
7・8 [略]		7・8 [略]	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市戸籍等関係事務手数料条例附則第6項の規定 は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に 係る手数料については、なお従前の例による。